

京都大学における動物実験の実施に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）における動物実験を適正に行うため、動物実験の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条            (1)～(8) } (略)</p> <p>(9) 「実験動物管理者」とは、飼養保管施設ごとに置かれ、当該飼養保管施設の施設等管理者の下で実験動物の管理を担当する者をいう。</p> <p>(10) } (略)</p> <p>(11) }</p> <p>(12) 「指針等」とは、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）及び動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）をいう。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(総括管理)</p> <p>第3条 本学における動物実験の適正な実施に関しては、<u>総長が総括管理する。</u></p> <p>2 研究規範担当の理事（以下「担当理事」という。）は、<u>前項の業務</u>に関し、総長を補佐する。            (中略)</p> <p>(動物実験委員会)</p> <p>第5条 本学に、次の各号に掲げる事項を審議するため、<u>動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関すること。</p> <p>(5) } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>(中略)</p> <p>第8条 前条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。            (中略)</p> <p>(動物実験の実施)</p> <p>第11条 動物実験実施者は、動物実験の実施に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）における動物実験を適正に行うため、<u>動物実験並びに実験動物の飼養及び保管の実施</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条            (1)～(8) } (同左)</p> <p>(9) 「実験動物管理者」とは、飼養保管施設ごとに置かれ、<u>実験動物に関する知識及び経験を有し、当該飼養保管施設の施設等管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。</u></p> <p>(10) } (同左)</p> <p>(11) }</p> <p>(12) 「法」とは、<u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）</u>をいう。</p> <p>(13) 「指針等」とは、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）、<u>動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）及び動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（2006年6月1日日本学術会議）</u>をいう。</p> <p>(14) (同左)</p> <p>(総長等の責務)</p> <p>第3条 総長は、<u>最終的な責任者として本学における動物実験の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を総括管理する。</u></p> <p>2 総長は、<u>動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握とその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備並びに飼養保管施設及び実験室の承認、動物実験に係る安全管理、教育訓練、自己点検・評価、学外の専門家による検証（以下「外部検証」という。）、情報公開その他動物実験の適正な実施に必要な措置に関して責務を負う。</u></p> <p>3 総長は、<u>前項の責務を遂行するために報告又は助言を行う組織として、本学に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>4 研究規範担当の理事（以下「担当理事」という。）は、<u>第1項の業務</u>に関し、総長を補佐する。</p> <p>(動物実験委員会)</p> <p>第5条 <u>委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</u></p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 動物実験の実施に係る自己点検・評価、<u>外部検証並びに情報公開</u>に関すること。</p> <p>(5) } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 }</p> <p>第7条の2 <u>委員会の事務は、総合研究推進本部において処理する。</u></p> <p>第8条 前4条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>(動物実験の実施)</p> <p>第11条 動物実験実施者は、動物実験の実施に</p>

改正前	改正後
<p>当たつて、指針等、動物実験計画書に記載された事項及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 物理的又は化学的に危険な材料、病原体、放射性同位元素、放射線、遺伝子組換え生物等を用いる実験については、関係法令等及び関連する本学の規程等に従うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(施設等の承認等)</p> <p>第13条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 施設等管理者は、施設等の設置について当該部局の長の承認を得た後でなければ、当該施設等で飼養若しくは保管させ、又は動物実験を行わせることができない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(施設等の要件)</p> <p>第14条 } (略)</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) } (略)</p> <p>(3) 実験動物の種類及び飼養又は保管する数等に応じた飼育設備を有すること。</p> <p>(4)～(6) } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>(施設等の維持管理等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 実験動物管理者は、実験動物を適正に管理しなければならない。</p> <p>(施設等の廃止)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 部局の長は、前項の届出があったときは、当該施設等の廃止について担当理事に報告しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(実験動物の飼養及び保管)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p>当たつて、法令、指針等、動物実験計画書に記載された事項及び特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 物理的又は化学的に危険な材料、<u>麻薬、向精神薬</u>、病原体、放射性同位元素、放射線、遺伝子組換え生物等を用いる実験については、関係法令等及び関連する本学の規程等に従うこと。</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) <u>苦痛度の高い動物実験（致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等）を行う場合には、人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）を考慮し動物実験を終了すること。</u></p> <p>(5) <u>殺処分の際には、国際的に容認された適切な方法で安楽死処置を実施すること。</u></p> <p>(施設等の承認等)</p> <p>第13条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 施設等管理者は、施設等の設置について当該部局の長の承認を得た後でなければ、当該施設等で<u>実験動物の飼養若しくは保管させ、又は動物実験を行わせることができない。</u></p> <p>4 (同 左)</p> <p>(施設等の要件)</p> <p>第14条 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) 実験動物の種類、<u>生理、生態、習性等</u>及び飼養又は保管する数等に応じた飼育設備を有すること。</p> <p>(4)～(6) } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(施設等の維持管理等)</p> <p>第15条 (同 左)</p> <p>2 実験動物管理者は、<u>実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境を確保し、実験動物を適正に管理しなければならない。</u></p> <p>(施設等の廃止)</p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>2 部局の長は、前項の届出があったときは、<u>部局委員会による当該施設等の調査を経て廃止を承認し、担当理事に報告しなければならない。</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p>(実験動物の飼養及び保管)</p> <p>第17条 (同 左)</p> <p>2 <u>動物実験実施者等は、実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）」に配慮して実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>動物実験実施者等は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。</u></p> <p>4 動物実験実施者等は、<u>実験動物の種類、生理、</u></p>

改正前	改正後
<p>(中 略) (危害防止) 第21条 (略) 2 部局の長は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。 3 } (略) 4 }  5 (略) (中 略) (教育訓練) 第23条 部局の長は、次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を実施し、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に<u>受けさせなければならない</u>。 (1) <u>関係法令、指針等及び本学の規程等</u> (2) } (略) (3) } (4) } (5) <u>その他動物実験の適正な実施に関し必要な事項</u>  2 前項に定めるもののほか、教育訓練の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。 (自己点検・評価) 第24条 } (略) 2 } 3 総長は、前項により報告を受けた自己点検・評価の結果について、<u>学外の者による検証（以下「外部検証」という。）を受けなければならない</u>。 (中 略) (適用除外) 第26条 <u>畜産に関する飼養管理の教育、研究若しくは試験又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（産業用家畜と見なされる動物種に限る。）及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、この規程を適用しない。ただし、上記の目的であっても、実験動物に外科的措置を施して研究を行う場合、薬理学実験による研究を行う場合、実験動物を解剖学、生理学、病理学等の基礎科学から、応用獣医学、臨床獣医学等の教育、実習に供する場合等は、この規程を適用する。</u> (実施規定) 第27条 } (略) 第28条 }</p>	<p><u>生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。</u> 5 <u>実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにしなければならない。</u> (危害防止) 第21条 (同 左) 2 部局の長は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。 3 } (同 左) 4 } 5 <u>動物実験実施者等は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うように努めなければならない。</u> 6 (同 左) (教育訓練) 第23条 部局の長は、次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を実施し、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に<u>受講</u>させなければならない。 (1) <u>動物実験に関する法令、指針等及び本学の規程等</u> (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) <u>人と動物の共通感染症に関する事項</u> (6) <u>その他動物実験の適正な実施に関し必要な事項</u> 2 部局の長は、<u>実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めなければならない。</u> 3 <u>第1項に定めるもののほか、教育訓練の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。</u> (自己点検・評価) 第24条 } (同 左) 2 } 3 総長は、前項により報告を受けた自己点検・評価の結果について、<u>外部検証を受けなければならない</u>。  (実施規定) 第26条 } (同 左) 第27条 } 附 則 (令和6年達示第85号) この規程は、令和7年1月1日から施行する。</p>